

# 龍ヶ崎市立長山小学校いじめ防止基本方針

龍ヶ崎市立長山小学校

## 1 学校経営方針に基づいたいじめ防止基本方針

- (1) 道徳的判断力を高め、自律的な生活を営む力を育てる。
- (2) 互いの人権を尊重し合う人権意識の高揚を図る。
- (3) 道徳の時間を要に、全教育活動で道徳教育を意識した指導及び自己表現力を高める言語活動の充実に努める。

## 2 認め合う信頼関係づくりができる教師

児童は人格ある存在である。児童の人格を大切にして、謙虚な思いで接する教師を児童は理解する。教師が本気で児童を思う気持ちを児童は理解する。

- 教師は、児童に信頼される人格を形成すること。
- 教師は、児童に信頼されるようなかわりをすること。
- 教師は、児童に信頼されるような授業をすること。

## 3 授業づくりを核とした人間形成の推進

児童が学校生活の大半を占める「授業」こそ、児童の人間形成及び小学校における課題を解決するためのとても大切な時間である。

- (1) 授業の場で児童の居場所をつくる。
- (2) わかる授業を行い、児童の主体的な態度を養う。
- (3) 共に学び合うことの意義と大切さを実感させる。
- (4) 言語活動を充実させ、言語力を高める。
- (5) 学ぶことの意義を理解させ、家庭での学習習慣を確立させる。

これらの5つを実現することによって、児童の学校生活の不安を解消し、目標の設定、学力の向上、生活の安定、進路の確保につなげていく。

## 4 教育活動全般を通じた人間関係づくりの推進

### (1) 学級経営・学年経営

児童の生活母体は、学級である。学級が居場所としてよりどころとなっているかが、満ち足りた学校生活となるか、不信感・不安を蓄積した生活となるか分岐点となる。

#### ①本気で向き合うことができる時間の確保

- ・目立つ子よりも目立たない子・おとなしい子への配慮
- ・児童との会話から、安心感・安定感をもたせ自信を形成

#### ②柔らかな学級担任のまなざし（受容の気持ちをもつ）

- ・ダメな部分を探す目ではなく、温かい目
- ・見張る目ではなく認める目
- ・叱る目ではなく賞める目
- ・上から目線ではなく、生徒と一緒にの目

#### ③話材豊富な教師

- ・様々な場面をとらえ、学級担任の思い（話）は、期待感、希望など前向きな話

#### ④朝の会・帰りの会の有効活用

- ・ただの連絡の場ではなく、「心を耕す時間」＝感性を磨く、心を磨く時間

#### ⑤児童と児童、児童と教師の心のつながりをつくる環境づくり

- ・人的環境＝教師のかかわり、児童相互のかかわり、コミュニケーション
- ・物的環境＝教室の整理整頓、潤いのある（花、生き物）環境、工夫した掲示物
- ・心的環境＝活動への意欲づけ、自律心、自己有用感・存在感・自尊感情の育成

### (2) 日常生活の中での指導の場面

教師の本気は、必ず通じる。児童とつき合い続けること、見続けることが大切である。

#### ①本気で、その子のことを考えた「心に訴えかける」指導

- ア 怒鳴らない、ののしらない、侮辱しない
- イ 行動・行為の問題を理解させる、納得させる
- ウ 心の変化が見られる最後まで付き合う
- エ 行動・行為の背景を探る配慮
- オ 指導は、根気と組織的な対応
- カ 保護者への丁寧な説明と協力の依頼

#### ②児童に届ける、伝える言葉の工夫＝教師の言語力の向上

- ・個に応じた話し方、話す内容、言葉かけの工夫

※「生命、人権にかかわること」「学習する権利の放棄」「学習する権利の妨害」「他の財産を脅かすこと」については、毅然とした厳しい指導が必要。

### (3) 学校行事

運動会，卒業式，宿泊学習，修学旅行などの学校行事には，計画，準備段階から児童を伸ばしたり，励ましたり，賞めたりする機会がたくさんある。教師の働きかけにより児童個人・集団が満足感や充実感を味わえると児童同士や教師への感謝の気持ちをもつことができる。

〈行事を推進するに当たっての指導意識〉  
「どの子を」「どんなことを」「どんな場面で」「何を伸ばすか，育てるか」  
「この行事で集団・個人として，どんな力を身に付けたいか」「他者理解をする場の設定」など  
＝教育的な構想・ビジョンの設定

### (4) 自治活動等

学級の係活動，当番活動（日直，給食，清掃など），学年児童活動など学級生活，学校全体，友達に貢献できる活動では，児童の行動・行為の事実を賞める場面が多くある。児童が動く場面で認める場面が生まれる。

〈自尊感情の育成と信頼関係の構築〉  
・教師が仕組んだり支援したりしてできたことは，児童のがんばりとして賞賛  
・児童は，自分を認めてくれた仲間，教師は好きになり，信頼関係の構築  
〈工夫した，意図的な場の設定〉  
・児童が自ら（自分たちから）進んで取り組めるような計画の作成＝自治活動の場

### (5) 生活全般で認め合う場

児童は意図的にあるいは何気なくよいことをしていることがある。あるいは役割を担うために活動していることもある。教師は児童に対して賞め言葉，認めてあげる言葉を表現していく。教師同士で児童のよい話題を共有し，児童に伝えていく。児童同士にもお互いのよさを発見できる心を育む。

・「児童を見る」→「行為・行動を認める」→「表現する」

## 5 いじめ防止のための取組

### (1) 未然防止に関する措置

- ①いじめ防止対策委員会を設置し，定期的な会議を実施し，児童に関する情報交換，情報共有
- ②学校生活アンケート（龍ヶ崎市教育委員会）等のアンケートを活用した児童の実態把握及び結果分析 ※Q-U調査含む
- ③養護教諭，さわやか相談員を含めた教育相談体制・支援体制の充実
- ④教育活動全般において，上記「4 教育活動全般を通じた人間関係づくりの推進」に係る内容の具現化
- ⑤「学校評議員会」「民生委員児童委員との懇談会」等を活用した保護者や地域と連携による情報交換及び取組への理解

(2) いじめ発生時の対応

措置アンケート，児童の訴えや保護者等からの情報提供があった場合，速やかにいじめ防止対策委員会を開催し，次の内容について確認し複数の職員で対応に当たる。

- ① いじめ防止対策委員会を開催し，指導内容，指導過程等について協議及び全職員への事実の周知
- ② 事実確認の徹底
  - (ア) いじめを受けた児童からの聞き取り
  - (イ) いじめを受けた児童からの聞き取りに基づいた事実確認
  - (ウ) いじめを行った該当児童への聞き取り
- ③ 事実確認後の報告
  - (ア) いじめを受けた児童，いじめを行った児童からの聞き取った内容についての確認及び保護者への報告内容，指導内容について協議
  - (イ) いじめを受けた児童の保護者への事実確認の報告及び今後の支援体制の連絡
  - (ウ) いじめを行った児童の保護者への事実確認の報告及び今後の指導内容の連絡
- ④ 今後の指導内容
  - (ア) いじめを受けた児童への支援内容，支援体制の確認
  - (イ) いじめを受けた児童の保護者への上記「6(2)(ア)」の説明と今後の協力依頼
  - (ウ) いじめを行った児童への指導内容，指導体制の確認
  - (エ) いじめを行った児童の保護者への上記「6(2)(ウ)」の説明と今後の協力依頼
- ⑤ いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応
  - (ア) いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認
  - (イ) 今後のいじめ防止に係る取組内容，指導内容・体制の検討
  - (ウ) 改めて「いじめは絶対にしてはいけないこと」を全児童，全職員への周知
- ⑥ 龍ヶ崎市教育委員会（以下，市教委）への報告  
上記①から⑤について，適時に報告をする。

(3) いじめ発生における重大事態発生時の対応

- ① 重大事態とは
  - ア 生命心身財産重大事態  
いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると
  - イ 不登校重大事態  
いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ② 重大事態発生時の対応
  - ア 原則，上記「6(2)」のとおり対応  
※上記「6(2)②」に学校全体で児童及び保護者対象に「アンケート調査」を実施する場合有。
  - イ 市教委への報告及び指導についての協力依頼
  - ウ 市教委からの指導に基づいた対応
    - (ア) いじめの事実確認に係る調査方法
    - (イ) 校内の指導体制の確認
    - (イ) 当該保護者への説明内容の確認
    - (ウ) マスコミ，PTA，地域の対応方法
    - (エ) 関係機関（警察署，児童相談所等）への連絡
- ③ その他
  - ・ さわやか相談員等を活用した当該児童以外の児童への心のケア体制の整備

## 龍ヶ崎市立長山小学校いじめ防止対策委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」第22条の規定に基づき、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、龍ヶ崎市立長山小学校いじめ防止対策委員会（以下、本委員会）を設置する。

### (目 的)

第2条 学校におけるいじめの防止等に係る委員会を設置することで、いじめの防止及び早期発見、早期対応・解決、再発防止等について、組織的・積極的に取り組むことを目的とする。

### (いじめの定義)

第3条 「いじめ」を、「児童に対して、当該児童が、学校に在籍している一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

### (取組内容)

第4条 本委員会は、いじめ防止等に係るつぎの内容について取り組むものとする。

- 1 いじめの未然防止の体制整備及び取組
- 2 いじめの状況把握及び分析
- 3 いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- 4 いじめを受けた児童の保護者に対する支援
- 5 いじめを行った児童に対する指導
- 6 いじめを行った児童の保護者に対する助言
- 7 専門的な知識を有する者等との連携
- 8 その他いじめの防止等に係ること

### (組 織)

第5条 本委員会は、校長が指名し次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談コーディネーター  
SC、SSW、主任児童委員、民生委員

2 本委員会委員長は、校長が行うものとする。

### (会 議)

第6条 本委員会の会議の開催に当たっては、本委員会委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めた時は、本委員会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。但し、いじめ発生時は担任、教科担任等も本委員会会議に参加する。

付則 この要綱は、平成25年10月1日より施行する。

### **いじめ防止対策推進法**（平成25年6月28日公布）

#### 第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する設置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。